

令和2年度「青森県攻めの農林水産業賞」実施要領

令和2年6月18日制定

1 趣 旨

県では、平成16年度から、県産農林水産物の生産から流通・販売までを結び付け、消費者が求め、必要とする安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいく販売を重視した「攻めの農林水産業」を推進している。

また、令和元年度からスタートした第4期目の「攻めの農林水産業」推進基本方針においては、「収益力強化」と「共助・共存の農山漁村づくり」による農林水産業の持続的成長と共生社会の実現を図ることとしている。

この取組の一層の拡大と定着を図るため、生産・流通・販売面において「攻め」の姿勢で新たな試みへの着手や創意工夫を凝らし、収益力を高めるとともに、地域の活性化などに貢献している生産者や団体等を表彰し、その業績をたたえ、広く県内に知らしめ、他の模範とするものである。

2 主 催

青森県「攻めの農林水産業」推進本部

3 募 集

- (1) 応募は自薦、他薦を問わない。
- (2) 応募者又は推薦者は、別紙1の応募用紙（部門別）に必要事項を記入の上、9月30日(水)までに、所管の地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室）に提出する。なお、地域農林水産部長が意見書を作成する際に追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 地域農林水産部長は、応募用紙（部門別）に別紙2の意見書を付して、10月21日(水)までに「攻めの農林水産業」推進本部事務局（農林水産政策課）に提出する。
- (4) 平成19～令和元年度に本事業で表彰された事例については、原則として対象外とする。ただし、同じ生産者等であっても、取組内容が異なる場合は対象とする。

4 選 考

- (1) 選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考の考え方は別紙3のとおりとする。

5 表 彰

- (1) 「青森県攻めの農林水産業賞」の授与点数等
 - ア 点数：収益力強化部門大賞1点、農山漁村づくり部門大賞1点、特別賞1点程度、奨励賞数点
 - イ 対象：農林水産業の生産者又は集団、加工グループ、農協、森林組合、漁協など。
※ただし、食品製造業者等との連携・協働の場合は、両者を連名で表彰。
- (2) 表彰は、令和3年1月に実施予定。

6 その他

表彰事例については、冊子に取りまとめるなど、本県の優れた取組事例として県内外に広く情報発信する。